

平成31年2月28日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町個人情報保護審査会

会長 町 田 和 美

諮問個第30-2号について（答申）

平成31年1月8日付け瑞住税発第2593号により諮問のあった口座振替データ伝送化導入に係る電子計算組織の通信回線によるオンライン結合について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次のとおり答申します。

1 諮問の概要

(1) 口座振替データの伝送化の概要

今回、諮問に至った口座振替データの伝送化は、町税等の納付手段の一つである口座振替に当たり、次の徴収金の口座振替に係る個人情報をこれまでフロッピーディスクに保存して、金融機関と授受していたところ、実施機関が管理する電子計算組織と口座伝送業者及び金融機関が管理する電子計算組織とを通信回線で接続し、相互に口座振替データを授受する方式に変更しようとするものです。

(徴収金)

町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、児童運営費負担金（保育料）、学童保育クラブ育成料、下水道事業受益者負担金

(授受される個人情報)

口座名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、振替金額及び振替不能理由

(2) 保有個人情報のオンライン結合に係る審査会の同意

口座振替データ伝送化導入に係る電子計算組織の通信回線によるオンライン結合について、瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）第

1 2 条第 1 項第 2 号の「事務の執行上必要かつ適切と認められ、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、瑞穂町個人情報保護審査会の同意を得たとき」に該当することから、同条項に基づき審査会の同意を求めるものです。

2 審査会の結論

保有個人情報のオンライン結合による提供は、後記 4 記載の意見を付して、同意します。

3 審査会の判断

(1) オンライン結合の適否

オンライン結合の適否については、条例第 1 2 条第 1 項第 2 号に規定されている「事務の執行上必要かつ適切と認められ」、かつ、「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」に該当するかどうか同意に当たっての判断の基準となります。

① 事務の執行上必要かつ適切と認められるか。

実施機関から説明を聴取したところ、口座振替データの伝送化の導入によって得られる効果は、これまで行われてきた外部記録媒体であるフロッピーディスクによるデータの外部持ち出しで起こり得る紛失、盗難等の危険性が低減されること、口座振替データの作成や授受に要する時間を削減できることから業務の効率化が図られること、また、口座振替の結果が早期に金融機関から送信され、実施機関がこれを取得できるため、振替結果の照会にも速やかに対応できることを挙げています。

また、口座振替データの伝送は、他自治体で既に導入が進んでおり、不具合はなく、運用されているとのこと。

以上により、審査会は、本件では「事務の執行上必要かつ適切」と判断します。

② 保有個人情報について必要な保護措置が講じられているか。

ア 実施機関から説明を聴取したところ、実施機関における個人情報の保護対策としては以下の措置が講じられるとのこと。

(ア) アクセス権限の付与を制限し、ID・パスワードによる利用者認証

を行うこと。

- (イ) 口座振替データの住民情報系システム（住民記録の情報を扱うサーバ、パソコン及びその周辺機器）への取り込みは、回線結合を行わず、パスワード付きの外部記録媒体（USBメモリ）を用いること。
- (ウ) 外部記録媒体は、施錠管理を行うこと。
- (エ) 情報提供手段として総合行政ネットワーク（LGWAN）回線が利用されるとのことから、インターネット等の外部ネットワークと隔離し、直接のアクセスが遮断されることに加え、通信経路におけるデータの暗号化がなされること。

イ 受託者である口座伝送業者における個人情報の保護対策としては以下の措置が講じられるとのこと。

- (ア) 口座伝送業者から金融機関へのデータ伝送は、専用回線（ISDN回線）を使用し、パスワードと複数のキー項目を入力して送受信すること。
- (イ) サーバラックは電子錠で施錠し、部外者の利用が制限されること。
- (ウ) 天災等によりサーバへの電力供給が停止されたときは、予備電源に切り替わり、また、防火対策が施されていること。
- (エ) 個人情報を含むデータは、データベースサーバで一括管理の上、ディスク、設備や装置を複数用意し、一部が故障しても運用が継続できるよう、事故又は故障時の被害防止が行われること。

ウ 町が委託する予定である口座伝送業者は、既に導入している多摩地区の自治体12市と同一の委託先であるところ、これらの自治体では現在までに不具合はなく運用されているとのこと。

エ 以上により、審査会は、実施機関及び受託者共に「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている」と判断します。

(2) 結論

本件は、これら①、②の要件が認められ、オンライン結合に同意するのが相当と判断しました。

4 実施機関に対する意見

実施機関は、保有個人情報の適正な管理のために必要な保護措置を徹底し、情報漏えいの防止に努めていただきたい。特に、実施機関内で行う口座振替データの取り込みに使用する外部記録媒体は、紛失の可能性が懸念されるため、徹底した事故防止対策を講じていただきたい。